

令和6年度(令和5年分)

# 町県民税申告・所得税確定申告のお知らせ

期間 令和6年 **2月16日(金)** ~ **3月15日(金)** 土・日・祝日を除く

時間 午前**9時**~午後**4時** 会場 **小川町役場3階大会議室**

※期間中は、税務課1階の窓口では申告の受付は行いません。

## 受付方法

午前8時40分から3階申告会場にて番号札を配布します。会場前にて順番にお待ちください。それ以降は、会場入口に置いてある番号札を順次お取りください。なお、事前配布は行いません。

## 日程表

2月	対象地区	3月	対象地区
16日(金)	上横田・中爪・中爪グリーンヒル	1日(金)	腰一・腰二・腰中
19日(月)	下横田・奈良梨・能増・高見・西古里	4日(月)	青下二・青下田島・青下見田・青下畑ヶ中
20日(火)	前高谷・中高谷・高谷南・後伊	5日(火)	古寺・増尾・ダイアパレス・青上
21日(水)	深田・上勝呂・下勝呂・木呂子	6日(水)	飯田・池田・旭
22日(木)	原川・笠原・鞠負・木部	7日(木)	角山中・角山上・下里全区
26日(月)	腰上・みどりが丘一・二	8日(金)	下小川一・二・三・ひばり台
27日(火)	みどりが丘三・四・五・県営みどりが丘団地	11日(月)	本一・本二・稲荷・神明・仲・ホーユウパレス
28日(水)	東小川1・2・3	12日(火)	大塚一・二・三・四・コスモ小川町
29日(木)	東小川4・5・6	13日(水)	春日・緑・幸・栄・錦・松若・大関・相生
小川町役場で所得税の確定申告を受けられるのはこの表の期間のみとなりますのでご注意ください。		14日(木)	指定日に来られなかった方
		15日(金)	指定日に来られなかった方

## 町県民税申告書は郵送での提出にご協力ください

- 申告書発送日:令和6年2月1日
- 発送対象者:前年に町県民税(住民税)申告書を提出された方。  
(収入なしの申告や、所得証明書等を発行する際に申告された方も含みます。)
- 提出方法:原則郵送で受け付けます。同封の返信用封筒に切手を貼り送付してください。
- 提出先:〒355-0392 小川町大字大塚55 小川町役場 税務課 住民税担当
- 添付書類:収入、控除に関する書類は全て添付してください。控除証明書の確認ができない場合には、控除額に適用されませんのでご注意ください。なお、証明書・領収書の返却を希望される場合には、返却を希望する旨の書面及び切手を貼付した返信用封筒を同封してください。
- 町県民税申告書を提出予定の方で、申告用紙を送付希望の方は住民税担当宛てにご連絡ください。  
町ホームページにも申告書の様式を掲載していますので、ご利用ください。

作成済みの確定申告書は東松山税務署へ 〒355-8604 東松山市箭弓町1-8-14



## 医療費控除を申告される方への注意点

「医療費控除の明細書」の作成・添付が必要です。※必ず作成してお越しください。

- 領収書の添付は不要ですが、税務署から記載内容の確認を求められる場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。
- 健康保険組合等が発行する医療費通知(医療費のお知らせ等)の原本を添付すると、明細書の記入を一部省略できます。その場合、医療費通知の返却はできないためご注意ください。
- 必要な医師等が発行した証明書(おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など)も必要です。
- 健康保険の高額療養費や、生命保険の入院援助金等で補填された金額がある場合は、支払医療費から補填された金額を差し引く必要があります。
- 通常の医療費控除と、医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)のどちらか一方を選択してください。  
※医療費控除の詳細は、東松山税務署もしくは国税庁ホームページ等でご確認ください。

## ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用した方への注意点

ふるさと納税ワンストップ特例制度申請後に、確定申告(住民税申告を含む)をする場合は、ふるさと納税の寄附金を合わせて申告する必要があります。なお、6団体以上にワンストップ特例を申請した場合は、特例が適用されませんのでご注意ください。

## 上場株式等配当(譲渡)所得の申告をされる方への注意点

令和6年度(令和5年分)の申告から、上場株式等に係る配当所得等や譲渡所得等において、所得税と町・県民税とで異なる課税方式を選択することができなくなりました。そのため、所得税で上場株式等に係る配当所得等や譲渡所得等を申告すると、配偶者控除や扶養控除などの判定、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定に影響が出ることがあります。

申告する人	合計所得金額	受けられなくなる控除
本人	1,000万円超	配偶者控除・配偶者特別控除
扶養家族(主婦・主夫・学生・親など)	48万円超	(扶養している人の) 配偶者控除・扶養控除
	133万円超	(扶養している人の) 配偶者特別控除
★保険料等上がる可能性のあるもの	国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険の負担割合、保育園の保育料など	

## 国外居住親族を扶養する方への注意点

令和6年度(令和5年分)の申告から、日本国外に居住する30歳以上70歳未満の親族のうち、次のいずれにも該当しない方は扶養控除等の適用及び町・県民税の非課税限度額の適用対象外となります。

1. 留学により非居住者となった方
2. 障害者
3. 扶養控除を申告する納税義務者から前年における生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている。

## 小川町役場で受付できない方

- 青色申告の方
  - 死亡した納税義務者の申告(準確定申告)をする方
  - 土地や建物、株式等を売った方や損失申告をする方
  - 退職所得の申告をする方
  - 初めて住宅借入金等特別控除を受ける方
  - 2年目以降住宅借入金等特別控除を受ける方で、取得時の消費税率が分かる書類がない方
  - 事業所得等のある方で、収支内訳書を作成していない方や作成の仕方が分からない方
  - 雑損控除(災害、盗難又は横領等の損害が対象)を受ける方
  - 確定申告の更正(過年分の申告の訂正)をする方
  - 税務署やe-Taxで申告をした方の訂正申告
- 4ページ東松山税務署からのお知らせをご覧ください。

## 申告に必要な主なもの

申告書（役場で確定申告を受ける場合は不要）

個人番号確認書類（マイナンバーカード、通知カード等…扶養親族や事業専従者の方の分も必要です）

本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証、障害者手帳等）

税務署から送付された申告関係書類：お知らせハガキ、プレ印字申告書、ID・パスワード、納付書等

### 【収入金額の内容が分かるもの】

給与・公的年金の源泉徴収票

（アルバイト等少額の給与や企業年金連合会等の少額の公的年金の源泉徴収票も持参してください。）

支払調書等

（報酬を得るためにかかった経費があればまとめてきてください。）

収支内訳書（事業所得や太陽光発電売電収入等がある方の場合） **※必ず作成してお越してください**

### 【医療費控除を申告する方】

医療費控除の明細書 **※必ず作成してお越してください**

（支払った医療費と補填された金額（高額療養費や入院費給付金等）を集計し、明細書を作成してください。）

### 【社会保険・生命保険・地震保険料（旧長期損害保険料）控除を申告する方】

支払った各種控除証明書または領収書

### 【障害者控除を申告する方】

対象者の障害者手帳や特別障害認定通知書

（特別障害認定通知書については介護保険担当（パトリアおがわ 74-2323）へ事前に確認をお願いします。）

### 【寄附金控除を申告する方】

寄附した団体等から交付された寄附金の受領証または寄附金控除に関する証明書

### 【その他】

確定申告で所得税が還付になる方は、通帳等の振込先口座（申告者の名義のもの）が分かるもの

## 東松山税務署からのお知らせ

○確定申告は、ご自宅からのスマホ・パソコンで利用できるe-Tax・スマホ申告が便利です。

確定申告会場に出向かずに、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を用いて、ご自宅から確定申告ができますので、ぜひe-Taxをご利用ください。

○会場・期間・時間

会場	東松山市民文化センター（所在地：東松山市六軒町5番地2）
期間	令和6年2月16日（金）～3月15日（金）（土、日及び祝日を除く）
時間	相談受付：午前9時～午後4時

※入場には、当日配付または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。

（配布状況により相談受付を終了する場合がありますので、入場整理券の事前発行をおすすめします。）

※東松山市民文化センターでの記載済申告書の提出はできません。記載済申告書に収受が必要な方は、東松山税務署庁舎へお越してください。

※上記期間は、東松山税務署庁舎では、申告相談及びID・パスワードの発行を行っていません。

### 問合せ

**小川町役場税務課 住民税担当**

〒355-0392 小川町大字大塚55

0493-72-1221（内線131～133）

開庁時間 午前8時30分～午後5時15分

**国税相談専用ダイヤル**

0570-00-5901

（自動音声案内「0」を選択）

受付時間 午前8時30分～午後5時00分

新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては記載内容が変更になる場合があります。ご了承ください。